

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

### 1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 パナソニック E Wエンジニアリング株式会社  
(2) 代表者氏名 代表取締役社長 藤井 和夫  
(3) 住所 大阪府大阪市中心区城見 2 - 1 - 6 1

### 2 指名停止措置期間 令和 7 年 3 月 2 6 日 ～ 令和 7 年 4 月 2 5 日 (1 か月)

### 3 事案の概要

パナソニック E Wエンジニアリング株式会社は、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者として、また、工事現場に主任技術者として配置していたことが、建設業法第 2 8 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から、令和 7 年 1 月 3 1 日付けで、監督処分を受けた。

### 4 指名停止措置理由

宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第 2 1 6（建築業法違反行為）に該当する。

#### <指名停止等措置要領別表第 2 1 6 >

| 措 置 条 件                                                       | 期 間                         |
|---------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 16 上記以外の建設工事等に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適切であると認められるとき。 | 当該を認定した日から<br>1 か月以上 9 か月以内 |